

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	難病の患者に対する医療費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、難病の患者に対する医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

熊本県では、「難病の患者に対する医療費に関する事務」を行うために、「公費負担医療システム」を使用している。
公費負担医療システムでは、維持管理及び機器の保守管理を外部に委託しているが、事業者との契約の中で個人情報の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適正管理を行っている。

評価実施機関名

熊本県知事

公表日

平成28年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療費に関する事務
②事務の概要	●難病の患者に対する医療費に関する事務 1 支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 指定難病医療医療受給者証の返還に関する事務 3 氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したとき等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 4 変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 指定難病医療受給者証の再交付に関する事務
③システムの名称	公費負担医療システム(難病医療費業務)
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療受給者証データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●番号法第9条第1項 別表第一の98の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 26、56の2、87の項 (情報照会の根拠): 120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり推進課
②所属長	健康づくり推進課長 下村 弘之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部 健康づくり推進課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2210
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康づくり推進課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 096-333-2210

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

